

第2回 温対法に基づくガス事業者及び熱供給事業者別排出係数の
算出方法等に係る検討会

日時 令和5年10月13日（金）14：03～14：40

場所 オンライン開催

1. 開会

○福田室長

それでは定刻になりましたので、ただいまより第2回温対法に基づくガス事業者及び熱供給事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会を開催いたします。私はガス市場整備室長の福田でございます、よろしくお願いいたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日もオンラインでの開催となっております。Web中継も行っておりますので、そちらのほうでの傍聴が可能となっております。

それでは以後、議事進行を工藤座長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

2. 議事

○工藤座長

ありがとうございます。皆様、本日はお忙しい中ご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

今、画面上でも表示されてございますが、議事次第をご覧いただければと思いますが、本日2回目の会合においては、熱供給事業者別の排出係数の算出方法に係る検討について、皆さんと議論を深めていきたいというふうに思っております。

それでは、熱供給事業者別排出係数の算出方法等について、事務局のほうからご説明よろしくをお願いいたします。

○福田室長

事務局のほうから、資料に基づきましてご説明をさせていただきたいと思っております。資料の3-1に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

前回のこちらの検討会におきまして、ガス事業者の排出係数そして熱供給事業者の排出係数についてご議論いただきました。今回については、前回ご議論いただいた熱供給事業者の排出係数のご指摘を踏まえまして、改めて今回、熱供給事業者の排出係数の算出方法等について整理をさせていただきましたので、そちらについてご説明をさせていただき、ご審議いただければというふうに考えてございます。

それでは資料の2ページ目に参ります。前回の検討会においてお示しをさせていただきました資料について、ご説明をさせていただきます。

まず2ページ目でございますが、熱供給事業者の排出係数算出の考え方についてという形で前回お示しをさせていただいた資料でございます。熱供給事業者は、主に電気および燃料、そして都市ガスを供給いたしまして、これをもとに熱を製造し、そして導管を通じてその熱を需要家に供給いただいているという状況となっております。この際、この電気使用量、そしてその燃料の使用量、ここから二酸化炭素の排出量を算出いたしまして、その販売熱量をもとにして、販売した熱に係る排出係数の算出をするということが可能となっております。次のページ、お願いいたします。

前回ご議論いただいたこの排出係数の公表の考え方でございますけれども、前回ご議論いただきましたガスの事業者の方々と同様に、熱供給事業者の皆様につきましても、この事業者別の排出係数の公表を希望するの方々については、この係数をお示ししていただくという形にして、実際にこの制度の中で使えるようにしてはどうかという形でご提案をさせていただきました。実際この下の図にございますように、事業者の単位におきまして係数を出していただく、またはこの右にございますように、営業地域によってそれぞれ排出係数を出していただく、こういった形で算定をしていただくことをしてはどうかという形で考えてございました。

そして三つ目のポツでございますけれども、この係数を公表していない事業者から熱を受けた場合については、別途省令で定める係数又は実測等に基づく係数を使用するということを考えたかどうかという形でお示しをさせていただいたところでございます。次のページ行きます。

その上で、ではこの排出量についてどのように、排出係数についてどのように算出するかについてまとめさせていただいてございます。それぞれ熱供給事業者において使用した燃料、そして電気、それぞれの二酸化炭素の排出量、そして他社の方から調達を受けた熱に伴う二酸化炭素の排出量、これらを合計いたしまして、販売するその熱量で割るという形にして、その排出係数を出してくるというような形にするという計算式を以前示させていただいたところでございます。次のページをお願いいたします。

それでは燃料のほうの二酸化炭素の排出量のところについて、パターンA、パターンBという形で掲載をさせていただきました。パターンAのところについては、都市ガスの使用量、これに基づいて二酸化炭素の排出係数を掛けて、二酸化炭素の排出量等を出すというパターン、そしてパターンBのところについては、それぞれ使用した燃料でそれぞれに基づいて、その発熱量を掛けまして、排出係数を掛けて、そして二酸化炭素の排出量を出していくというパターン、この二つのパターンの合計に基づいて、この燃料使用に伴う二酸化炭素の排出量というのをを出していくという形でお示しをさせていただきました。次のページでございます。

6ページ目は、電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の考え方を示させていただいてございます。こちらについては調達した電力の量、これに対して、それぞれの係数を掛けまして、二酸化炭素の排出量を出していくという形になってございます。

ここまで基本的な考えでございまして、7ページ目に参りまして、他者の方から調達した熱に関しての整理について、前回お示しをさせていただいたものを書かせていただいております。他者から調達した熱の排出量については、調達先が熱供給事業者の場合については、調達先の情報に基づく排出量とすると。ただし、調達先が熱供給事業者でない場合、またはそれが不明の場合については、熱の調達量に省令で書かせていただいている排出係数を乗じまして、そして二酸化炭素の排出量にしてはどうかという形でお示しをさせていただきました。次のページ行きます。

また、コジェネレーションシステムから得られる電気及び熱の排出量につきましても、前回お示しをしてご議論いただいたところでございます。このコジェネレーションシステムから得られる電気、そして熱でございますけれども、それぞれから得られるエネルギー量、それに伴ってどれだけ二酸化炭素の量が出たのかということ算出する必要があるという形になってございまして、これを按分して求めていくというような考え方をお示しさせていただいたところでございます。具体的には次のページを見ていただければと思います。9ページ目でございます。

下に図が描いてございまして、まずCGS、コジェネレーションに対してエネルギーを投入いたしまして、そしてコジェネレーションから電気、そして熱のエネルギーが出力されていくという形になります。それぞれ電気に対して、一般的な自家発電機による発電の効率をかけまして、1次エネルギーに戻していくというような上のパターン、そして熱については、一般的なボイラー等による熱生成の係数を掛けまして、1次エネルギーに戻していくというパターンで、それぞれの1次エネルギーの投入量を出しまして、これに基づいて二酸化炭素の排出量を按分して計算をするという、こういう形の求め方をお示しさせていただいております。この9ページ目でお示しをしたのが、現行電気を供給している方々に対して今使用されている考え方でございます。

今回、熱供給事業者の方々を考えると、10ページ目をお示しさせていただきました。コジェネレーションから得られる電気・熱を按分するに当たって、このコジェネレーションが停止した場合に、その際に実際にどういった機能で代替するのかということを考えて、より実態に近いような形で係数を使ってはというような考え方になってございます。下の図にございますように、電気につきましては、その系統から調達する電気で賄うというような可能性が高いだろうということで、全電源平均の値を用いまして、1次エネルギーを割り戻すという形にしてございます。そしてまた熱につきましては、自社保有の設備の係数、実測値でございますけれども、こういったものを用いて1次エネルギーまで戻すというようなことをしてはどうかというふうに考えてございます。それに基づきまして按分をするというような案をお示しさせていただいたところでございます。

先ほどの9ページ目、そして10ページ目、この二つの方法どちらかを事業者の方々に使っていただくというような形にしてはどうかという形で、前回お示しさせていただいたような形になってございます。

ここまで前回お示しさせていただいた資料についてのおさらいでございまして、次のページ以降、前回のご指摘事項について整理をさせていただきますので、ご説明させていただければと思います。それでは12ページ目でございます。

一つ目のご指摘の事項でございますけれども、係数の公表に関してのご意見でございます。まず、説明の中でいくつか出てきましたけれども、熱の排出係数の省令値、実際の値がなかなか出せないときについて用いるこの省令値、どういう形でやっているのかというところの算定方法をまず教えていただきたいという形、その上で、多様な熱供給の実態を考えると、公表を任意にするのではなくて原則にしたほうがよいのではないかといったご意見をいただきました。その上で下でございます。まずこの省令値でございますけれども、実際今使っているこの省令値については、国内の地域熱供給に用いられている熱の生産に投入された各種の燃料、そしてエネルギー、都市ガスとか重油とか電力というのがございますけれども、それぞれに対してCO₂の排出係数を乗じまして、それらを合計いたします。そして分母に地域熱供給全体で供給された生産量を持ってきて、この熱の排出係数の省令値というものを統計上の数値から持ってきているというものでございます。

その上で、ご指摘の点でございますけれども、13ページ目で考え方を整理させていただいてございます。熱供給事業者の事業者別排出係数に関してでございます。今回この①から③の論点があると思っております。まず熱供給事業者の方々でございますけれども、そのエネルギー源につきましては、その熱の生成の7割を都市ガスに依存していると、都市ガスから使用しているという状況になっているというふうに考えてございます。その上で②でございますけれども、この都市ガスを供給している事業者の方々も、前回ご議論いただいたように、公表を希望するの方々に対して事務者別の排出係数を公表する制度としてはどうかという形で、先日、以前ご議論いただいたところでございます。こういった都市ガスを供給している事業者の方々も、今任意でこういった値を使っていくという形になっていきますので、熱の生成する、熱の供給事業者の方々についても同様な形になるのではないかとというような背景となっております。さらに③でございますけれども、電気の供給事業者の方々についても、制度開始時点では全ての事業者の方々にこの実際の係数の公表をお願いしていくという形にはなっていないというような背景もございます。こういった①から③の論点を踏まえまして、また事業者の方々の負担も鑑みまして、現時点で係数の公表というのは、希望する事業者の方々のみということにしてはどうかというふうに考えてございます。また、もちろんその制度が開始されまして運用されますと、熱供給事業者の方々等もいろいろと情報をいただきまして、実際の運用の状況について実態の把握に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。これが一つ目の整理でございます。

続きまして、二つ目のご指摘事項についてご説明させていただきます。他者から調達した熱の扱いに関するご意見でございます。

先ほどご説明させていただいたとおり、熱を他者からいただいた場合の考え方でございますけれども、このご意見でいただきましたように、熱の調達先として、清掃工場のような

都市排熱を利用することが多いと。こういった清掃工場などは、熱供給事業者になっていないということでございますので、そうすると省令の排出係数というような形になってしまうと、こういった整理でよいかというようなご質問でございました。

それにつきまして、下のほうに整理をさせていただいております。調達先が熱供給事業者か熱供給事業者ではないかと、こういったところにもかかわらず、基本的には正確な搬出量をちゃんと情報として提供できるというのが適切ではないかというふうに考えてございます。したがって、他者から調達した熱については、調達先の情報に基づく排出量を用いてやっていくというのがより正確な形ではないかと。情報が不明である場合については、省令値を用いていくという、こういったのが基本的な考え方であるというふうに考えてございます。

ただ一方で次、ちょっと論点がございまして、15 ページ目でございます。他者から調達した熱の中で、熱供給事業者以外の方々から供給を受けた熱につきましては、先ほどご指摘いただいた清掃工場の廃熱といった未利用のエネルギーが存在いたします。こちら、その未利用のエネルギーにつきましては、現在の温室効果ガスの排出量算定報告マニュアル、下の四角囲いの中にも記載させていただいておりますけれども、この未利用エネルギーについては、多様な排出状態が考えられるということから、このCO₂の計算の方法につきましては今後の検討課題と、扱いについては今後の検討課題という形で、現時点において整理をいただいている状況となっております。そのため、今回も廃熱ということでございますけれども、熱のみに限らず、こういった未利用エネルギーにつきましては、今後この未利用エネルギー全体として温室効果ガスの排出量算定報告公表制度における算出方法検討会の中でご議論をいただくということが適切ではないかなというふうに考えてございます。したがって、現時点におきまして、この今の熱につきましては、熱供給事業者以外から調達した熱の扱いについては、省令値を用いるという形に、今回は整理をしてはどうかというふうに考えているところでございます。

続きまして、三つ目の論点でございます。コジェネレーションの按分方法に関するご指摘、ご意見でございました。前回の中で幾つかご指摘いただきまして、上に書かせていただいておりますけれども、今回二つの方法がお示しをさせていただいて、事業者自由に選んでいただくという形になってございますが、こういったものについては違和感があるというようにご指摘いただきました。その上で、この熱の量を1次エネルギーに戻すところでございますけれども、実測値を使うという点については、行政側のモニタリングの点からどうしても手間が増えてしまうというところの論点があると。それで、またさらに三つ目でございますけれども、ただ一方で実測をしたほうがその実態を把握できて、また事業者の方々の努力を評価することにもなると。したがって、そういった努力を反映できるような制度にしたほうがいいのではないかなというようにご指摘いただきました。したがって、ちょっと複雑な制度になってございますので、この考え方を整理して、原則としてこういう流れですというのを17 ページ目に整理をさせていただきました。

先ほど説明したコジェネレーションの按分の方法、絵をまた少し修正させていただいたものになってございますが、原則としてはやはり実際に割り戻す1次エネルギーを出していくに当たって、より現実に近い形でやったほうがいいだろうという考え方に基きまして、前回お示しをした2番目の方法でございますけれども、電気については系統の係数を用いまして、全電源平均から1次エネルギーを出してくると。そして熱に関してでございますけれども、一般的なボイラー等の熱生成の係数を置いてございますが、実測可能であれば、自社の保有設備の実測値を用いる、実効値を用いるというような形で、値を出していただくというようなこととしてはどうかというふうに考えてございます。こういった順序で示させていただきまして、結局この最後の、それぞれ電気・熱の排出係数を持つてくるというような形にしてはどうかと思っております。その上で上の四角囲いの下のポツでございますけれども、現在コジェネレーションにおきまして、電気を他者に供給していただいている方々がいらっしゃると思います。その方々については、もう既にこの「電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整排出係数の算出及び公表について」というこの内容に基きまして按分方法をやっていると思っておりますので、そちらに沿った形で引き続き按分していただくことが必要になると考えてございます。それ以外の方々については、今のこの新しくお示しをしていただいた方法で按分していただくというような形にしてはどうかというふうに考えてございます。

すみません、私のほうから3-1についてのご説明は以上となっております。資料3-2のほうは、今の考え方に基きまして、実際通達という形でまとめた場合、どういう形になるかという、お示しをさせていただいた中身となっております。これは詳細についての説明は割愛させていただければと考えてございます。私のほうから、現時点の考え方の説明については以上となっております。ご質疑いただければ幸いです。よろしく願いいたします。

○工藤座長

どうもありがとうございました。前半部分で、前回の議論の中をもう一度ちゃんと共有、整理をしまして、その際に出た、大きく分けて3点の論点に関しまして、いろんな意味でご説明と、実際の提案というものが示されたということになります。ご丁寧に説明、整理してくださいましてありがとうございました。

それでは早速、皆様からご意見もしくはコメントをいただければと思います。皆さんの意見をまとめていろいろおっしゃっていただいた後、事務局のほうからそれに対するコメントを返すという形にしたいと思います。もしご意見、コメント等がございます場合には、T e a m s のコメント欄にお名前と発言希望の旨を記入して、お知らせいただければと思います。順次指名していきたいと思っております。それではどうぞよろしく願いいたします。

早速、島田委員がまず手が挙がっていますかね、島田委員、よろしく願いいたします。

○島田委員

ありがとうございます。工藤委員長、ありがとうございます。私のほうから、前回の検討

会に出した意見は1点目に当たります。この1点目の意見に関して、スライド12、13でご紹介、ご説明いただきましたように、非常に丁寧に真摯にご説明いただき、ご検討いただきありがとうございました。これで私はよろしいかと思えます。電気の排出係数の設定について、工藤委員長とも2000年代の前半からずっと見てきている立場として、あのような電気できてきたような経験とか知見も生かしながら、ぜひ熱についても、事業者とよく連携しながら、実態も踏まえて制度の発展につなげていただければと思っております。

以上です。

○工藤座長

どうもありがとうございました。その次、下田委員、よろしくお願いします。

○下田委員

下田です。コメントでございますが、前回質問させていただいた内容に対してしっかり対応いただきまして、私はこの内容で賛成でございます。引き続き未利用エネルギーの検討等、進めていただければと思っております。このような制度ができることで、熱供給システムはもともと熱を、需要家に代わって温室効果ガスの少ない形で供給するというのが大きな役割ですから、さらにそれが進んでいくモチベーションになればいいなというふうに考えております。

以上です。

○工藤座長

どうもありがとうございました。

橋本委員、よろしくお願いします。

○橋本委員

どうも、橋本です。聞こえていますか。

事務局のご丁寧なご説明、ありがとうございました。十分に理解できたかなと思っております。私のほうも特に異論はないのですが、異論はなくて全くこのとおりの賛成なんですけど、若干気になる部分がありますので、少しコメントできればかなと思っております。

まず13枚目のスライドですかね、その係数の公表を任意とする点についてなんですけども、基本的にはこの形でよいというふうに考えているんですけども、ただ任意とすると、平均値というか省令値よりも低い係数になる事業者というのは積極的に公表していくことになるだろうと。その一方で、平均値より高い係数になるような事業者というのは、公表せずに省令値を使い続けるというようなことになる可能性はないんだろうかということですよ。そういうことになると、結局平均値以上で省令値よりも悪い値になるような事業者というのが省令値を使い続けることになりますので、彼らのCO₂削減のインセンティブというのを失わせることになるのではないかなというのが若干気になっております。ですから、将来的には任意ではなくて、原則の方向に持っていったほうがいいのかないかなと思っております。少なくともそういうのを少し将来的には議論したほうがいいのかないかなと思っております。

それからちょっと長くなりますけど、同様に考えると、14枚目のスライドのところでは

かね、他者から調達した熱の扱いに関する部分なんですけども、こちらに関しても、熱供給事業者が正確な情報を得られるのであればそれを使って、得られない場合は省令値を使うということなんですけども、こちらもやっぱり正確な数値が得られたときに、省令値と比較して省令値よりも低い排出量になるのであれば、情報に基づく独自の値を使って、省令値より悪い値になるのであれば症例値を使うような行動をするという、そういう事業者とか出てくるんじゃないかなというのは、少し懸念しております。したがって対応は非常に難しいかと思うんですけども、省令値を若干高めにしておくと、少なくとも将来的には何らかの議論が必要なのではないかなというふうに感じております。

以上です。ありがとうございます。

○工藤座長

どうもありがとうございました。

引き続き、秋元委員、よろしく申し上げます。

○秋元委員

ご説明いただきましてありがとうございます。私も今回のご提案というか、少し検討いただいた部分が3点あって、微修正ということだと思いますけども、ご提案いただいた件に関して全て賛成いたします。

橋本委員がおっしゃられた件は私もそのとおりでとは思いますが、事業者のコストであるとか、行政のコスト等を考えた場合には、ある程度単純化しなければいけない部分もあるかと思っておりますので、今回に関してはこの扱いでいいんじゃないかなというふうに思います。もちろん橋本委員もそういうご趣旨でおっしゃったと思っておりますけども、全て今回の案について賛成したいと思います。ありがとうございます。

○工藤座長

ありがとうございます。

それでは大橋委員、よろしく申し上げます。

○大橋委員

私もあまり付け加えることないんですが、基本的には今回お示しいただいた案で、私も大変よろしいんじゃないかと思っておりますし、特に委員のご指摘に関してしっかり事務局検討していただいて、こちらについても1本にまとめてもらうとか、ご検討いただいたことは本当に感謝している次第です。

細かい点ですと、今後いろいろ詰めていく点というのはあるんだと思っておりますけども、これ出発点にして、さらによりよいものになっていけばというふうに願っている次第です。

以上です。ありがとうございます。

○工藤座長

どうもありがとうございました。これで一とおりで全ての委員からご意見を賜りましたけれども、他の委員のコメントを聞いて、追加的に何かコメントする方、したい方いらっしゃいますか。よろしいですか。

どうもありがとうございました。おおむね全ての委員の方から、この内容で良いというご意見を頂戴したと思います。何人かの委員から、幾つか今後留意しておくべき点等のご指摘がありました。実際に、特に任意にするか、原則にするか云々については、これは島田委員からもご指摘があったとおり、他の様々な係数の開示の仕方等との整合性ということで、今回都市ガスとも揃えるということもございました。いずれにせよ、実際の正確性といえますか、実態に即したことを今後はできるだけ検討するというで運用しながら、実際の状況を応じて検討いただくということをご留意いただけるとありがたいと私も感じました。それから、先ほどの未利用エネルギーについても、継続してご検討いただければと思いました。それから、実際のこういった取組での継続性という話を、他の部分でいろいろ課題が出たときに、全体整合をどうやっていくかと、どうしてもばらばらと出てくるところどうしてもありますので、こういったような係数の場なのか、その上のSHK制度の委員会等の中できちり整理していただくのか等も含めて、両省庁の中でうまく調整をして進めていただければと思いました。その上で、私は座長ではございますけれども、この内容については基本的に賛意を示したいと思います。以上、コメントがいろいろ出てまいりましたので、事務局のほうからコメントバックをしていただければと思います。

○福田室長

ありがとうございます、経済産業省からでございます。

ご議論、ご指摘いただきましてありがとうございます。特に皆様からご指摘をいただきました係数の任意か原則かのところにつきましては、まずはこういった形で、ご提案させていただいた形で一步を進めさせていただければというふうに考えてございます。資料の中にも書かせていただきましたけれども、その運用状況については私たちも熱供給の事業者の方々とも連携いたしまして、運用の状況、実態をしっかりと把握いたしまして、引き続きこういったものが適切であるかというところについては検討を進めていきたいというふうに考えてございますので、引き続きご指導いただければというふうに考えてございます。また、未利用エネルギーといった制度全体のところは、環境省さんのほうからもコメントいただきたいと思います。

○杉井室長

環境省脱炭素ビジネス推進室長の杉井でございます。いろいろ議論いただきまして誠にありがとうございます。

ご指摘がありました未利用エネルギーの関係につきましては、熱以外の観点も含めまして、我々のほうでメインで所管をしております、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会のほうで議論すべき課題だというふうに認識しておりますので、適切なタイミングでこちらのほう、議題として挙げさせていただく方向で検討させていただければと思っておりますので、引き続きそれに関してご助言等も賜ればと思いますので、よろしく願いいたします。

○工藤座長

どうもありがとうございました。先ほどのフリーライダーの件も、どちらかという、各事業者の方々、できるだけメニュー別も含めて、低炭素化を目指してその情報が開示されていけば、必然的に競争的に皆さんご努力するという、そういった好循環が生まれることが期待はされるということで、いずれにせよ、そういったような動向については今後注視していただいて、必要に応じてご対応いただければなと感じました。

ということで、本当に事務局のほうから、今回丁寧にご対応いただきました。前回からいただいた皆さんの懸念事項に対して適切にご対応いただいたのではないかとこのように思います。いずれにせよ、この本日ご了解いただいた内容で適切に進めていただければというように思いますので、よろしく申し上げます。

すみません、少し急ぎ過ぎてしまいましたけれども、オブザーバーの方で何かコメントある方はいらっしゃいますか。申し訳ございません、失念いたしておりました。

それでは熱協会さん、よろしく申し上げます。どうも申し訳ありませんでした。

○曾我オブザーバー

いえ、とんでもないです。日本熱供給事業協会の曾我でございます。発言の機会をいただきましてありがとうございます。

本日、熱供給の事業者別排出係数の算出方法についてご議論いただきましてありがとうございました。おおむね了承ということで、今後進めていかれることを期待してございます。

熱供給事業者もカーボンニュートラルに向けて事業者の意識高まっていますので、環境価値つきメニュー、これを提供することができるようになると、事業者に加えて、需要家の意識も高まってきますので、さらに事業者のメニューの提供枠を拡大したりとか、供給エリアごとに、もしくは社会全体でCO₂削減につながっていくものというふうに期待してございます。

その中で、事業者にとって環境価値を調達しやすく、環境価値メニューが作りやすく、またCO₂排出係数についても事業者努力が少しでも評価されるような制度作りを引き続きお願いしたいと思っております。

それから下田委員からもご発言がありましたとおり、特に他人から供給された熱のうちのカーボンフリーの廃熱とこれの利用に関して、この受入熱の排出量算定に関しては適切な取扱いとしていただきたく、今後検討されるとの発言もございましたけれども、併せて改めてお願い申し上げたいと思います。ご参考までに清掃工場廃熱の利用、これをされている熱供給利用者が4社、現時点ではございます。それから地域でいきますと5地域でございます。この使用エネルギーのうちの約半分が清掃工場からの廃熱として利用されておりますし、これからも清掃工場廃熱の利用を計画している事業者も現時点でございますので、こちらのほうもよろしくご参考までに、情報提供でございます。

それからまた報告の範囲、今回の制度ではちょっと対象外になってございますけれども、熱供給事業法の適用のないところ、熱供給地域、こちらについても算定の対象に入れていただけるような整備を今後していただけたらというふうに、改めてお願いしたいと思っております。

ございます。これによって需要家の不公平感もなくなりましたり、熱供給事業者としても、熱供給事業法対象外のところ、エビデンスなんかがある場合、算定報告がなされれば対象範囲に含めるとか、今回の制度が適用できるようなふうになるといいと期待してございます。

最後になりますけれども、熱供給事業者も来年の制度開始に向けて不安に思っている点もございますので、今後説明会等の開催も、事業者が算定報告しやすい環境整備いただけたらと思っております。

私からは以上でございます。

○工藤座長

どうもありがとうございました、大変失礼いたしました。ほかのオブザーバーの方は特によろしいですか。電気事業連合会さん、特にございませんというコメントいただきました。ありがとうございました。

すみません、事務局に戻してしまいましたが、何かコメントはございますか。

○福田室長

ありがとうございます。特に最後いただいた点でございます熱供給事業者の方々、これからまさに制度運用に入りますので、もちろんこれからパブリックコメントなどもかけることとなりますけれども、皆様方が安心して制度を使っただけのように周知活動も含めてしっかりと連携させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。ほか、熱供給事業者以外とかその辺は環境省さん、いかがでしょうか。

○杉井室長

先ほどお答えしたように、引き続き検討させていただきたいと思っておりますので、ぜひ熱供給事業者協会さんからも、様々な情報をいただいて検討を進めさせていただければと思います。

3. 閉会

○工藤座長

どうもありがとうございました。すみません、進行の在り方で大変失礼いたしました、最後にオブザーバーからもコメントも頂戴しましてありがとうございました。

以上をもちましてこの委員会を終了したいと思います。

本日は皆様ご参加、そして有意義なコメント等いただきまして、誠にありがとうございました。